

**令和 8 年度ベトナム向け販路開拓支援業務
プロポーザル募集要領**

令和 8 年 7 月 13 日 制定
新潟県産業労働部産業政策課

1 業務の概要

(1) 業務名

令和 8 年度ベトナム向け販路開拓支援業務

(2) 目的

県内企業とベトナム企業とのビジネスマッチングを通じて、ビジネスパートナーとの出会いを創出し、新規取引や技術連携の実現を支援する。

(3) 業務内容

別紙「業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 見積限度額

2,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

(1) 法人又は団体であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

(4) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第 2 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

(6) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。

4 日程

募集公示	7月13日（月）
質問受付期限	7月21日（火）17時15分
参加申込書提出期限	7月28日（火）17時15分
企画提案書提出期限	8月3日（月）17時15分
審査委員会開催	8月5日（水）※予定
契約業者の決定、選考結果の通知	8月中旬 ※予定

5 募集要領の内容についての質問の受付及び回答

応募に関する質問を以下のとおり受け付ける。ただし、企画提案書の具体的な記載内容及び評価基準についての質問は、公平性の確保及び公正な選考の観点から回答しない。

（1）受付方法

- ア 別紙様式1「質問書」に記載し、電子メールで提出すること。
- イ 提出先は「12 担当課」に同じ。
- ウ 件名を「令和8年度ベトナム向け販路開拓支援業務」とすること。

（2）受付期限

令和8年7月21日（火）17時15分

（3）質問の回答

期日：令和8年7月23日（木）予定
方法：県ホームページで公開する。

6 参加申込みについて

（1）申込方法

- ア 別紙様式2「参加申込書」に記載し、電子メールで提出すること。
- イ 提出先は「12 担当課」に同じ。
- ウ 件名を「令和8年度ベトナム向け販路開拓支援業務」とすること。

（2）申込期限

令和8年7月28日（火）17時15分

7 提案書の提出

（1）提出書類及び部数

- ア 企画提案書 5部
規格：A4判、枚数上限：20枚、表紙に事業者の名称を記載すること。
- イ 会社概要（別紙様式3） 5部
- ウ 類似業務実績一覧表（別紙様式4） 5部
- エ 見積書 5部
- オ 県税納税証明書 1部

令和8年4月1日以降に発行されたものを提出すること。納入義務のないものにあつては、提出不要。

(2) 提出方法

ア 郵送または持参により提出すること。

イ 提出先は「12 担当課」に同じ。

(3) 提出期限

令和8年8月3日(月)17時15分

(4) 辞退について

企画提案書提出後に辞退をする場合は、速やかに企画提案参加辞退届(別紙様式5)を電子メールにより提出すること。

8 審査要領

(1) 審査方法

ア 審査は書面審査方式とし、提出された提案書について評価基準に基づき審査委員会が審査する。

イ 審査委員ごとに評価点を計算し、最高点を付けた委員が2名以上の提案者を業務委託候補者(以下「候補者」という。)として選定する。

ウ 前項において候補者が選定できない場合は、各委員の評価点を合計した点数が最も高い者を上位の候補者とする。

エ 前項の方法を用いてなお候補者が複数いる場合は、提出した見積書の金額が最も少額である者を上位の候補者とする。

(2) 評価基準

審査項目	審査の視点	配点
理解度	業務目的、業務内容について十分に理解した上での提案となっているか。	5
提案内容	業務の実施方法や効果について具体的に示され、また妥当であること。	10
実施体制	業務の目的を達成するために、日本及びベトナムに十分な人員体制を有し、事業を確実に実施できる体制となっているか。	10
	ベトナムの現地企業に関する情報を有しており、効果的な連携が期待できるか。	15
業務実績	海外における活動実績が具体的かつ分かりやすく示され、かつ十分な実績があること。	5
見積額	提案内容と見積額を比較考量し、高い費用対効果が期待できるか。	5
合計点		50

9 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書で通知する。

10 契約の締結

県は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。なお、契約締結に当たって、県が指定する「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出する必要がある。

ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合は、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。提案を行った者が1者のみであった場合でも審査を行い、業務遂行に支障がないと判断された場合に限り、その者を受託者として決定する。

11 その他の留意事項

(1) 企画提案書等の作成や提出等に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した者

エ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた者

12 担当課

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県産業労働部産業政策課国際経済グループ

TEL：025-280-5147

E-mail：ngt050010@pref.niigata.lg.jp